

大阪市高速電気軌道株式会社からの鉄道の旅客運賃の
上限設定認可申請に関する審議（5回目）

1. 日 時

令和6年4月2日（火） 10：35～10：45

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

堀川義弘（会長）、和田貴志（会長代理）

二村真理子、三浦大介、大石美奈子、吉田可保里

<国土交通省>

事案処理職員：運輸審議会審理室 渋谷、木村、浅井、藤澤、増田、廣井、
田崎、藤間

4. 議事概要

- 令和6年2月15日（木）、同月29日（木）及び3月12日（火）の審議並びに
3月28日（木）の申請者からの意見聴取を踏まえ、委員相互間で討議を行った結
果、大阪市高速電気軌道株式会社からの鉄道の旅客運賃の上限設定認可申請につい
て、認可することが適当であるとの結論を得た。

（注） 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議
会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。